

平成27年第4回教育委員会定例会議事録

平成27年3月19日（木）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成27年3月19日（木）午後2時00分～午後3時24分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 長者 對馬 初音 委員 折井 麻美子

委員 伊井 希志子 教育長 井出 隆安

出席説明員 事務局次長 井口 順司 学校教育部長 和久井 義久

生涯学習スポーツ担当部長 井山 利秋 中央図書館長 渡辺 均

庶務課長 岡本 勝実 教育人事企画課長 筒井 鉄也

学務課長 植田 敏郎 特別支援課長 塩畑 まどか

学校支援課長 青木 則昭 学校整備課長 喜多川 和美

生涯学習推進課長 濱 美奈子 スポーツ振興課長 人見 吉也

済美教育センター所長 白石 高士 済美教育センター統括指導主事 平崎 一美

済美教育センター統括指導主事 大島 晃 済美教育センター就学前教育担当課長 加藤 康弘

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 仲野 祥一

傍聴者数 3名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第11号 区長の権限に属する事務の委任について
- 議案第12号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第13号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第14号 杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則
- 議案第15号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 議案第16号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 議案第17号 杉並区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
- 議案第18号 杉並区教育委員会教育長の職務を代理する職員の指定に関する規則を廃止する規則
- 議案第19号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第20号 杉並区教育委員会会議規則の一部を改正する規則
- 議案第21号 杉並区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則
- 議案第22号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第23号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第24号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第25号 杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第26号 杉並区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第27号 杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第28号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第29号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 議案第30号 杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第31号 杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第32号 杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第33号 杉並区学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第34号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第35号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第36号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 議案第37号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第38号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則
- 議案第39号 杉並区立学校の開放に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第40号 杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第41号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正
- 議案第42号 杉並区立学校職員服務規程の一部改正
- 議案第43号 平成27年度杉並区立小中学校の学級編制方針について

(報告事項)

- (1) 学校給食の標準給食費の改定について
- (2) 地域運営学校成果検証調査及び平成26年度すぎなみ教育シンポジウムの実施に係る報告書の発行について
- (3) 「富士見丘地域における教育環境懇談会まとめ」と今後の取組について
- (4) 文部科学省第67回優良公民館表彰の優秀賞受賞について
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (6) 平成27年度杉並区立学校及び杉並区立子供の園の学期及び休業日について

目 次

議案

議案第11号	区長の権限に属する事務の委任について・・・・・・・・・・	34
議案第12号	杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第13号	杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する 規則・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第14号	杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第15号	杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第16号	杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第17号	杉並区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・	9
議案第18号	杉並区教育委員会教育長の職務を代理する職員の指定に 関する規則を廃止する規則・・・・・・・・	9
議案第19号	杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執 行に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	9
議案第20号	杉並区教育委員会会議規則の一部を改正する規則・・	9
議案第21号	杉並区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則・・	9
議案第22号	杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を 改正する規則・・・・・・・・	11
議案第23号	杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改 正する規則・・・・・・・・	11
議案第24号	杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関す る規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	12
議案第25号	杉並区幼稚園教育職委員の管理職手当に関する規則の一 部を改正する規則・・・・・・・・	12
議案第26号	杉並区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を 改正する規則・・・・・・・・	12
議案第27号	杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する	

	規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	12
議案第28号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	12
議案第29号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	12
議案第30号	杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	14
議案第31号	杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	14
議案第32号	杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	14
議案第33号	杉並区学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	14
議案第34号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	14
議案第35号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	14
議案第36号	杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	16
議案第37号	杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	17
議案第38号	杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則・・・・	18
議案第39号	杉並区立学校の開放に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	19
議案第40号	杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	19
議案第41号	杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正・・・・・・	20
議案第42号	杉並区立学校職員服務規程の一部改正・・・・・・	21
議案第43号	平成27年度杉並区立小中学校の学級編制方針について・・・・・・・・・・・・・・・・	22

報告事項

1 報告事項

(1)	学校給食の標準給食費の改定について・・・・・・・・	23
-----	---------------------------	----

- (2) 地域運営学校成果検証調査及び平成26年度すぎなみ教育シンポジウムの実施に係る報告書の発行について・・・・・・・・・・26
- (3) 「富士見丘地域における教育環境懇談会まとめ」と今後の取組について・・・・・・・・・・28
- (4) 文部科学省第67回優良公民館表彰の優秀賞受賞について・・・29
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・・・32
- (6) 平成27年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について・・・・・・・・・・33

委員長職務代理者 ただいまから平成27年第4回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

私今日午前中に和泉中学校の最後の卒業式に行っていました。新しい校舎の新しい大アリーナで行われまして、とても校舎もきれいでしたし、子どもたち33名が非常に堂々と最後の卒業生らしく卒業式が終わりまして、新しい学校ができるのをとても楽しみにできるような午前中でありました。

本日は、馬場委員長が所用によりご欠席でございますので、委員長職務代理者の私の方で委員会の議事進行を務めさせていただきます。

なお、定足数は満たしておりますので、このまま議事を進めます。

本日の議事録の署名委員は折井委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。

議事日程は、ご案内のとおり、議案が33件、報告事項が6件となっております。

なお、日程第1、議案第11号は、区長からの協議案件で意思形成過程上の案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の規定に基づき、この議案の審議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

委員長職務代理者 では異議がないようですので、日程第1、議案第11号につきましては、会議を非公開とし、報告事項の聴取の後に審議することといたします。

それでは、審議に入ります。

まず始めに組織機構改正等に伴う所要の規定の整備ということで日程第2、議案第12号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第13号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第14号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第15号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」、日程第6、議案第16号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」の5議案を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました議案第12号から第16号

までの5議案につきましてご説明を申し上げます。

これらの議案は教育委員会事務局及び教育機関の組織機構改正に伴い、所要の規定の整備を図るものでございます。

改正の内容につきまして、初めに議案第12号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。

主な改正内容は学校教育担当部長を廃止する一方、杉並第一小学校の複合施設化を始め、同時に複数の改築が進行していくため、学校整備課を所掌する学校整備担当部長を新たに設けるものでございます。

また、東京オリンピック・パラリンピックに向けて生涯学習や学校教育の場で率先して事業を進めるとともに、新たな取組や既存事業を効果的に実施していくためオリンピック・パラリンピック連携推進担当部長、及び同担当課長を設けることとしてございます。

このほか、小学校施設を活用した放課後等居場所事業の実施に向け、児童青少年課と教育委員会との連携を図るため、副参事「子どもの居場所づくり担当」を新設しております。

次に議案第13号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。就学前教育の振興を図るとともに、よりきめ細かな教育支援が行えるように仮称「就学前教育支援センター構想」を検討するため、就学前教育担当係長の分掌事務に就学前教育推進体制の再構築に関することを加えるものでございます。

次に議案第14号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。改正の内容ですが、議案の最後に添付いたしました、新旧対照表をご覧ください。図書サービスコーナーの運営に関することを事業係から企画運営係に移行するものでございます。

続きまして議案第15号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。主な改正の内容ですが、教育委員会事務局の組織機構改正に伴い、学校整備担当部長、オリンピック・パラリンピック連携推進担当部長及び同担当課長の印を追加するものでございます。このほか施設一体型小中教育一貫教育校が開校することに伴い、新泉和泉小学校の印や杉並和泉学園の印等を新たに設けるものでございます。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一

部改正に伴い、委員長及び委員長職務代理者の印を廃止してございます。

次に議案第16号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。改正の内容でございますが、教育委員会事務局の組織機構改正に伴いまして、財産管理の総括は学校整備担当部長が行うこととするほか、学校教育担当部長に係る規定を学校整備担当部長に改めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、5議案とも平成27年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 ありがとうございます。ただいま一括上程されました議案のご説明について、議案番号を最初に言っていただいてからご質問、ご意見等をお願いしたいと思いますが、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは一括上程して審議いたしました議案第12号から議案第16号までの5議案について原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 それでは異議がございませんので、議案第12号から議案第16号までの5議案を原案のとおり可決いたします。

続きまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整備等ということで、日程第7、議案第17号「杉並区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」、日程第8、議案第18号「杉並区教育委員会教育長の職務を代理する職員の指定に関する規則を廃止する規則」、日程第9、議案第19号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」、日程第10、議案第20号「杉並区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」、日程第11、議案第21号「杉並区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則」の5議案を一括上程し、審議いたします。

引き続き庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました議案第17号から第21号までの5議案につきましてご説明申し上げます。

これらの議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正、いわゆる教育委員会制度改革により、従来の委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くこと等に伴いまして、所定の規定の整備を図るも

のでございます。

初めに、議案第17号「杉並区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。新たな教育長の設置に伴いまして、教育委員会規則を公布する際の署名を委員長から教育長に改めるものでございます。

次に議案第18号をご覧ください。「杉並区教育委員会教育長の職務を代理する職員の指定に関する規則を廃止する規則」につきましてご説明を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長に事故があるとき、または欠けたときの教育長の職務を代理する者につきましては、教育委員会の委員の中からあらかじめ教育長が指名するものとされました。このことに伴いまして、改正前の法律に基づき、教育長の職務を代理する事務局職員の順位を定めた本規則を廃止するものでございます。

続いて、議案第19号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。新しい教育委員会制度におきましては、委員による教育長に対するチェック機能を強化するため教育委員会規則で定めるところにより、教育長は教育委員会から委任された事務の執行状況等を教育委員会に報告しなければならないこととされました。このことに伴い、所要の規定の整備を図るものでございます。議案の最後に添付いたしました新旧対照表3ページをご覧ください。第2条に第3項として、委任された事務に関する報告の求めがあった場合は、教育長は委員が必要と認める事項を教育委員会に報告しなければならないことを新たに追加するものでございます。このほか法律の改正に伴い引用条項の規定を改正するほか、新たに導入される配偶者同行休業の承認権限や、東京都の非常勤制度の改正により一般職となる区立学校へ派遣される日勤講師の休憩時間の付与等の権限につきまして、教育委員会から教育長へ委任するものでございます。

次に議案第20号「杉並区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」及び議案第21号「杉並区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。主な改正内容でございますが、教育委員会の会議につきましてはこれまで委員長が招集し、議事等進めてま

いりましたが、新たな教育委員会制度におきましては教育長がこれを行うことになることから、委員長の規定を教育長に改正するものでございます。

最後に施行期日でございますが、5議案とも平成27年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 ありがとうございます。ただいま一括上程されました議案のご説明について議案番号を最初に言っていただいてからご質問、ご意見等をお願いしたいと思いますが、何かございますでしょうか。

では、一括上程して審議いたしました議案第17号から議案第21号までの5議案について、原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 では異議がございませんので、議案第17号から議案第21号までの5議案を原案のとおり可決いたします。

続きまして、配偶者同行休業制度の導入に伴う所要の規定の整備等ということで日程第12、議案第22号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第13、議案第23号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」の2議案を一括上程し審議いたします。

引き続き、庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました議案第22号及び第23号の2議案につきましてご説明申し上げます。

これらの議案は、杉並区職員の配偶者同行休業に関する条例が本年4月1日に施行され、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度である配偶者同行休業が導入されることに伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

初めに、議案第22号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。議案の最後に添付いたしました新旧対照表の1ページをご覧ください。配偶者同行休業中の幼稚園教育職員については期末手当の支給対象外とするため、支給対象外職員を定めた第2条におきまして第12号として配偶者同行休業をしている職員を追加するものでございます。このほか、支給割合における欠勤等日数について配偶者同行休業中の期間に勤務しない

合計の時間を育児休業中の職員と同様に、7時間45分をもって2分の1日と換算する旨を定めるものでございます。

次に議案第23号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。改正の内容でございますが、学校教育職員、いわゆる区費教員につきましても幼稚園教育職員と同様の内容を定めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、いずれの議案も平成27年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 ありがとうございます。ただいま一括上程されました議案のご説明について、議案番号を最初に言っていただいてからご質問、ご意見等をお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。

では、一括上程して審議いたしました議案第22号及び議案第23号の2議案について原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 では異議がございませんので、議案第22号及び議案第23号の2議案を原案のとおり可決いたします。

続きまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う所要の規定の整備等ということで、日程第14、議案第24号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第15、議案第25号「杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第16、議案第26号「杉並区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第17、議案第27号「杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第18、議案第28号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第19、議案第29号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の6議案を一括上程し審議いたします。

引き続き庶務課長から説明お願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました議案第24号から第29号までの6議案につきましてご説明を申し上げます。

これらの議案は、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例が一部改正されたことに伴いまして、関連する規則を改正するものでございます。

初めに、議案第24号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。主な改正内容でございますが、懲戒処分による昇給抑制の見直し、及び配偶者同行休業の導入に伴う改正を行うものでございます。議案の最後に添付いたしました新旧対照表の1ページをご覧ください。昇給の号給数について定めた第10条におきまして、昇給区分がAまたはBの適用を受けるもので、戒告、減給または停職の処分を受けたものにあつては、昇給の号給数を4号給とみなすことを追加するものでございます。このほか、昇給日において配偶者同行休業中の職員については、他の休業中の職員と同様に昇給等の措置を行わないこと等を定めてございます。

次に議案第25号「杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました資料をご覧ください。管理職手当の額はその者が属する勤務の級における最高の号給の給料月額額の100分の20を超えない範囲の額とすることと定められております。平成27年4月1日より給料表が改定されることに伴いまして、再任用職員以外の園長の支給額がその限度額を上回るようになることから、手当の額を9万1,000円から8万9,600円に改定するものでございます。

次に議案第26号「杉並区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。地域手当の支給割合を20%に引き上げる改定を行うものでございます。

続きまして議案第27号「杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。主な改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により、平日午前0時から午前5時までの間に勤務した場合における管理職員特別勤務手当の額につきまして、園長を5,000円、副園長を4,000円と定めるものでございます。

次に議案第28号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。主な改正内容

ですが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表の1ページから2ページ、こちらをご覧ください。杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部が改正されたことに伴いまして、勤勉手当の支給月数を改めるものでございます。このほか、基準日において配偶者同行休業中の職員につきましては、勤勉手当の支給対象外とすること等を定めるものでございます。

最後に議案第29号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。改正内容でございますが、先程議案第27号「杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」でご説明させていただきましてとおおり、平日深夜に災害等に対処した場合に管理職員特別勤務手当が支給されることに伴い、超過勤務等命令簿の様式を改正するものでございます。

最後に施行期日でございますが、いずれの議案につきましても平成27年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 ありがとうございます。ただいま一括上程されました議案のご説明について、議案番号を最初に言っていただいてからご質問、ご意見等をお願いしたいと思いますが、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では一括上程して審議いたしました議案第24号から議案第29号までの6議案について原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 それでは異議がございませんので、議案第24号から議案第29号までの6議案を原案のとおり可決いたします。

続きまして、学校教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う所要の規定の整備等ということで日程第20、議案第30号「杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第21、議案第31号「杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第22、議案第32号「杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第23、議案第33号「杉並区学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第24、議案第34号「杉並区学校教育職員の勤勉手

当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第25、議案第35号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の6議案を一括上程し、審議いたします。

引き続き、庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました議案第30号から第35号までの6議案につきましてご説明申し上げます。

これらの議案は先程一括上程させていただいた幼稚園教育職員に係る議案と同様に、学校教育職員、いわゆる区費教員につきましても杉並区学校教育職員の給与に関する条例が一部改正されたことに伴い、関連する規則を改正するものでございます。

初めに、議案第30号「杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、及び議案第31号「杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。主な改正内容でございますが、区費教員における懲戒処分を受けた者の昇給抑制、配偶者同行休業中の職員に係る昇給等の措置及び地域手当の支給割合につきまして幼稚園教育職員と同様の改正を行うものでございます。

次に、議案第32号「杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。改正の内容ですが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。単身赴任手当につきましては、杉並区学校教育職員の給与に関する条例が一部改正されたことに伴い、手当の基礎額が引き上げられたところでございますが、第4条で定めます交通距離の区分に応じた加算額につきましても引き上げるものでございます。

次に議案第33号「杉並区学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。主な改正内容でございますが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。幼稚園教育職員と同様に区費教員につきましても管理職員が平日深夜に災害等に対処した場合に管理職員特別勤務手当を支給するものでございまして、手当の額を4,000円と定めるものでございます。

次に議案第34号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」及び議案第35号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして

ご説明を申し上げます。主な改正内容でございますが、幼稚園教育職員と同様に、区費教員における勤勉手当の支給月数、配偶者同行休業中の職員の勤勉手当の取り扱い及び超過勤務等命令簿の様式につきまして、改正を行うものでございます。

最後に施行期日でございますが、いずれの議案につきましても平成27年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 ありがとうございます。ただいま一括上程されました議案のご説明について、議案番号を最初に言っていただいてからご意見、ご質問等をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、一括上程して審議いたしました議案第30号から議案第35号までの6議案について、原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 では異議がございませんので、議案第30号から議案第35号までの6議案を原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第26、議案第36号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」の議案を上程し、審議いたします。

引き続き、庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第36号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました資料をご覧ください。昨年の特例区人事委員会の給与勧告を踏まえまして、別表2で定める理学療法訓練担当の指導員等の報酬の額を下線のとおり改めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成27年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 ただいまのご説明についてご意見、ご質問等をお願いしたいと思っておりますが、何かございますでしょうか。よろしいですか。

では、議案第36号は原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 では異議がございませんので、議案第36号を原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第27、議案第37号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の議案を上程し、審議いたします。

引き続き、庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第37号につきましてご説明申し上げます。

この規則は本年4月1日に開校いたします新泉和泉小学校及び和泉中学校による小中一貫教育校の名称を定めるほか、所要の規定の整備を図るものでございます。改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。第22条として新たに小中一貫教育校の規定を設けまして、杉並区立新泉和泉小学校と杉並区立和泉中学校は、「杉並区立小中一貫教育校杉並和泉学園」と称することを定めるほか、小中学校の校長を併任する者は小中一貫教育校の学園長として学園を代表することを定めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成27年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 ただいまのご説明について、何かご意見、ご質問をお願いしたいと思いますが、何か。はいどうぞ。

折井委員 正式名称はこの杉並区立小中一貫教育校以下ということなのですが、これは例えば学校のところの看板だとかそういったものにも全て小中一貫教育校というものを入れるのでしょうか。

学校支援課長 正式名称といたしますか、条例上は「杉並区立新泉和泉小学校」と「杉並区立和泉中学校」になりまして、これは通称名がこちらの方の杉並区立小中一貫教育校杉並和泉学園となります。表記等については大変長いので、その場所によって使い分けしていこうかなというふうに考えております。

折井委員 ありがとうございます。

委員長職務代理者 きょう見たときに「杉並区立杉並和泉学園」と書いてあったように思います。あまり意識して見て来なかったのですがけれども、ああこうなるのだなと、見たときにそう書いてあった気がします。

折井委員 あくまでも文書上の名称という理解でいいのですよね。

学校支援課長 通称名ということでご理解いただければと思います。

委員長職務代理者 よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。よろしいですか。では、議案第37号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 では異議がございませんので、議案第37号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第28、議案第38号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」の議案を上程し審議いたします。

引き続き庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第38号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

老朽化した視聴覚資料及び視聴覚機材を廃止すること等に伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。改正の内容でございますが、議案を1枚おめくりください。第4条の定義及び別表第2の、団体に貸し出す資料の規定から、老朽化に伴い廃止したスライドフィルム、8ミリ映写機、レコードプレーヤー等を削るものでございます。また団体に貸し出す図書及び紙芝居の冊数を200冊から100冊に改めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、公布の日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長職務代理者 ただいまの議案のご説明について、ご意見、ご質問をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。どうぞ。

伊井委員 今のところで、200から100に減らしたということについては何か理由があつてのことでしょうか。

庶務課長 本自体が、貸し出した本が老朽化でぼろぼろになってしまったということです。

委員長職務代理者 この映画フィルムとかスライドフィルムとかいうのはもうタイトルとしては新しい媒体になって残っているというふうに解釈してよろしいのでしょうか。タイトル自体もなくなってしまうのでしょうか。

庶務課長 機械の方ですので、これはなくなります。

委員長職務代理者 新しくなって、同じタイトルの映画だったものがブルーレイとかになって新しく持っているとか、そういうことはないですか。それ自体を見たい区民はもう見るできないのですか。

庶務課長 これはソフトではなくて機械の方ですので、例えば16ミリの映写機で本体の、16ミリフィルムを映す方の機械になりますので、ソフト

などはここで16ミリのソフトを持っているわけではなくて、CDだったりDVDだったりというのはこれまでどおり図書館にあるソフトの中で貸し出したり、ヘッドフォンを付けたブースで見られるようになっているということです。

委員長職務代理者 機械の方だけが老朽化により使えないということですね。

庶務課長 そのとおりでございます。

委員長職務代理者 わかりました。ありがとうございます。

ほかに何か。はい。

折井委員 質問というほどの内容でなくて申し訳ないのですけれども、もう貸し出しをしなくなったものはどうなるのでしょうか。

庶務課長 廃棄です。

折井委員 粗大ごみみたいな。あの、マニアの方には貴重なものなのかなと思うのですが。わかりました。

委員長職務代理者 処分されたということなのでしょうかね。

ほかになにかございますか。

では、議案第38号は原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 では異議がございませんので、議案第38号は原案のとおり可決いたします。

続きまして日程第29、議案第39号「杉並区立学校の開放に関する規則の一部を改正する規則」、日程第30、議案第40号「杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則」の2議案を一括上程し、審議いたします。

引き続き、庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました議案第39号及び議案第40号の2議案につきましてご説明を申し上げます。

これらの議案は学校開放事業の見直しに伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

初めに、議案第39号「杉並区立学校の開放に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。第3条の指導員につきましては、小学校の校庭で実施している、遊びと憩いの場開放において置くことと

しておりますが、要綱で定めることとしたため、この規定を削るものでございます。第4条の学校開放運営委員会につきましては、各学校において学校開放が円滑に実施されている状況にあることから、この委員会の役割は終えたものとして同委員会を廃止するものでございます。

次に、議案第40号「杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。議案第39号の規則改正により、第3条で引用する学校の開放に関する規則の条項に変更があったため、条番号を改めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成27年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 ありがとうございます。ただいま一括上程されました議案のご説明について、議案番号を最初に言っていただいてからご意見、ご質問等をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんか。

では、一括上程して審議いたしました議案第39号及び議案第40号の2議案について、原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 では異議がございませんので、議案第39号及び議案第40号の2議案を原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第31、議案第41号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正」の議案を上程し審議いたします。

引き続き、庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第41号につきましてご説明申し上げます。

教育委員会事務局の組織機構改正等に伴い、所要の規定の整備を図るものでございます。改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。事務局に担当課長を置くこととなるため、第2条の決裁等を行う者を定める規定に担当課長を加える等の規定の整備を図るものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成27年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 ただいまの議案のご説明についてご意見、ご質問等をお願いいたしますが、いかがでしょうか。

担当課長と課長は違うのですか。

事務局次長 課長は課の各係の文章事務をつかさどっており、担当課長は課の事務のうち、特定の担当事務をつかさどるものでございます。担当事務については、決裁権を持っています。

委員長職務代理者 わかりました。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、議案第41号は原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 では異議がございませんので、議案第41号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第32、議案第42号「杉並区立学校職員服務規程の一部改正」の議案を上程し審議いたします。

引き続き、庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第42号につきましてご説明を申し上げます。

議案第19号でご説明しましたとおり、東京都の非常勤制度の改正により、区立学校へ派遣される日勤講師が特別職から一般職となることに伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。第2条の職員の定義におきまして、地方公務員法第17条の規定に基づき東京都教育委員会に任用され杉並区立学校に勤務する非常勤職員を加えるほか、第4条の履歴事項の届け出等の各規定におきまして、非常勤職員を対象に含めるための改正をしております。

最後に施行期日でございますが、平成27年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 ただいまの議案のご説明についてご質問、ご意見等をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、議案第42号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 では異議がございませんので、議案第42号は原案のとおり可決いたします。

では、続きまして日程第33、議案第43号「平成27年度杉並区立小中学校の学級編成方針について」の議案を上程し審議いたします。

学務課長から説明をお願いいたします。

学務課長 それでは、私の方から議案第43号「平成27年度杉並区立小中学校の学級編成方針について」ご説明いたします。

杉並区立小中学校の学級編制は、公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、東京都が定める基準を標準として、杉並区で学級編制を行うこととしております。今回はその内容を方針として定め、平成27年度の杉並区立小中学校の学級編制を行うものでございます。

まず小学校でございしますが、資料の1番の(1)をご覧ください。第1学年から第6学年までを1学級34人の学級編制といたします。ただし、段階的に30人程度学級に移行中のため、第6学年につきましては、児童数が35人から39人までの単学級の場合は、学級分割せず1学級のままといたします。また学校運営上支障がある場合には、第1学年と第2学年については34人を超えて35人までの学級編制ができるものとし、また、第3学年から第6学年までにおいては、34人を超えて40人までの学級編制ができるものといたします。

次に(2)の中学校の欄をご覧ください。1学級40人の学級編制といたしますが、第1学年につきましては1学級の平均生徒数が35人を超える場合には、1学級の生徒数の上限を35人として学級を編制できるとしております。

なお、実施時期につきましては平成27年4月1日としております。なお議案の朗読は省略させていただきます。

私からは以上でございします。

委員長職務代理者 ただいまの議案のご説明についてご質問、ご意見等をお願いしたいと思っておりますが、何かございますでしょうか。

折井委員 特に小学校についてお伺いしたいのですが、先程第1学年第2学年の場合は、学年によってまた判断が異なってくるというようなことだったのですけれども、これは本当に人数で決めるものなののでしょうか。それとも例えば第3学年はほとんど同じ人数だけれども、1クラスだけれども、第4学年は例えば児童の様子から同じ人数でも2クラスにするといったような判断をするのでしょうか。それともかっちりと人数での判断になるのですか。

学務課長 1クラスの人数の、まず人数の基準というのがございます。それは先程ご説明したとおりでございしますけれども。そのほかにやはり物

理的な条件、教室数、またクラスがえせず1年から2年に上がる時ですとか、そういう時は学級維持ということがございますので、それを含めての上限の設定ということになります。

折井委員 総合的な判断という形になるのですか。

学務課長 そうです。ただ上限を超えることはできないということです。

委員長職務代理者 よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

伊井委員 その点につきましてはやはり学校長はじめ学校と、それから学務課の方との相談というかその検討もいただいて……決定していくというような感じになっていくのでしょうか。現在どこかこれに相当するような学校があるのでしょうか、人数に対して。なので、順当に今4月1日に向けて流れて行っている感じでしょうか。

学務課長 まず決め方でございますけれども、学校長の予測数、また学務の方の予測数、それがまだ人数は出ますし、あと学校施設の問題もございますので、学校施設、学校整備。ただ職員配置の問題もございまして、教育人事企画、そういう各関係セクションと共有して決定していくということでございます。現に学校運営の支障、運営上ということではやはり教室のハード面での不足、またクラスの学級維持というのを使っている学校は少数でありますけれども、あります。

伊井委員 ありがとうございます。

委員長職務代理者 ほかによろしいでしょうか。

では、議案第43号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 では異議がございませんので、議案第43号は原案のとおり可決いたします。

続きまして日程第34 報告事項の聴取を行います。

初めに、「学校給食の標準給食費の改定について」の説明を学務課長からお願いいたします。

学務課長 私から「学校給食の標準給食費の改定について」ご報告をいたします。

学校給食の通常給食単価につきましては、平成26年度は小学校中学年で262円、中学校で317円としているところでございます。来年度の通常給食の単価の設定では1食あたり小学校低中学年で5円、小学校高学年、中学校で6円の単価アップを行うものでございます。結果として、27年

度標準給食、通常給食単価の学年ごとの金額は資料の1の表のとおりとなっております。

続いて、今回の改定の理由でございますけれども、まず1番目に牛乳の供給価格の上昇でございます。2点目が野菜、豚肉が特に大きく食材価格の高騰でございます。3点目は国内食材の推進ということで、単価をアップしたものでございます。また、平成27年度の学校給食の取組ですが、今年度に続きまして米飯給食の推進、国内産食材の使用促進、また月2回の国内産食材の日の設定、また新たに新年度から輸入食材の検査を年間4品目抜き取り検査を定期的に行うという計画でいるところでございます。なお、放射性物質の確認検査につきましてはこれまでと同様の回数と方法で取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

委員長職務代理者 ありがとうございます。ただいまのご説明にご意見、ご質問等はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

伊井委員 3点くらいお聞きしたいことがあるのですけれども。まず、これくらいの値上げで大丈夫なのですね、すごくいろいろなものが今上がっているので、本当においしい給食をつくっていただき、また安心安全なものに大変ご尽力されているとっておりますので、それを進めるのに各校の栄養士の方々がどれだけご苦労されているかなというところをおもんぱかるところではあります。そこでこんなので大丈夫なのだ、ということで本当にすごいなとっております。

あと1点は、ここで質問することではないかもしれませんが、給食費につきまして家庭的なことと、それからこれはお願い事ですけども、本当に安心・安全に努力していただいているので、この放射性の物質のこととか、それから保護者の方からそういったことを公開するということはいろいろな安全性につきましてということとはぜひ引き続きお願いできたらとっております。よろしくお願ひいたします。

学務課長 まず、単価の値上げの幅の問題でございますけれども、一応国の方からの栄養基準等に沿って、東京都またうちの区の栄養士の方で標準献立をつくりまして、また先程言いましたように、物価上昇等の比率をかけながら計算したものでございますので、この値段で確実に栄養が取れる給食を提供できますけれども、やはり日々野菜等生鮮食品は上下

している状況がございますので、栄養士の現場の方から苦労はあるという話は聞いております。引き続き十分な栄養が取れるような努力を続けてまいります。

また給食費に関しまして家庭の事情で支払いが困難だという方に関しまして、就学援助の制度がございますので、そちらの方で給食費がカバーできるようになっております。

あと安全面につきましては放射能の検査を含め、他区が縮小していく中で、杉並区は当初どおりの予定でずっと続けているということで安全を確保しているところでございます。

伊井委員 ありがとうございます。ある意味いろいろな家庭の状況とかそれからお家の状況で、給食が子どものいろいろな面をカバーしていたり命をつないでいるというような現実も、杉並区ではないかもしれないけれども、全般的なことであるというふうにも伺っております。ぜひご尽力の方よろしくお願いいたします。

委員長職務代理者 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

このお茶わんの導入校は週4.5回の米飯をと書いてありますけれども、これを導入している学校はどのくらいあるのですか。

学務課長 全校週4回は導入しております。週5回の学校がまだ少数というところで。

委員長職務代理者 この飯碗の方に段々移行していくということなのでしょうか。

学務課長 週5回を目指して、和食の推進ということも1つのテーマにしておりますので。

委員長職務代理者 そうすると、この飯碗というのは段々導入されていく傾向にあるということでしょうか。

学務課長 飯碗の食器自体は年間3校という予算措置で増やしておりますので。

委員長職務代理者 3校ずつ増やしていくという形なのですね。わかりました。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。大丈夫ですか。

それでは、ほかにご意見等ございませんようですので、この件につきましては以上になりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に「地域運営学校成果検証調査及び平成26年度すぎなみ

教育シンポジウムの実施に係る報告書の発行について」の説明を学校支援課長からお願いいたします。

学校支援課長 地域運営学校成果検証調査の実施につきましては、昨年第9回教育委員会においてご報告したとおりでございますが、その結果が別紙のとおりまとまりましたので、改めてご報告申し上げます。

この調査は、杉並区において地域運営学校の制度が始まってから10年目を迎えたことから、地域学校の取組が子どもや子どもを取り巻く家庭・地域・学校にどのような成果や影響をもたらしたのかを検証し、今後地域に開かれた学校づくりを推進していくための基礎資料とするために実施したものでございます。報告書は第一部が検証・調査報告、第二部が昨年12月に開催いたしましたすぎなみ教育シンポジウム報告、第三部が各学校運営協議会の取組紹介、というふうになってございます。

第一部の調査報告の概要を簡単にご説明したいと思いますので、報告書の方をお開きいただきたいと思いますのですが、まず8ページの方をご覧ください。児童・生徒を対象に行った調査でございますが、「ものごとを最後までやりとげて、嬉しかったことがある」とか、「新しいことを知ること、楽しいことだと思う」といった自己効力感は小学生と中学校3年生では地域運営学校の方がそうでない学校より割合が高いという結果が出てございます。

次に14ページ、15ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは教職員を対象とした調査ですが、ここでは地域運営学校の教職員の方が「学習に対する意欲が高い」とか「多様な体験活動に積極的に取り組んでいる」といった項目で児童・生徒をより肯定的に評価していることがわかります。

また次の16ページの表3-2をご覧ください。「校長のリーダーシップが発揮されている」ですとか「学校運営に保護者や地域の力を積極的に活用している」と考える教職員の割合も地域運営学校の方が多くなっています。

次に25ページをご覧ください。下段の表4-5-1では、CS委員に学校・地域の変化について尋ねたところ、「児童・生徒が地域活動に積極的に参加するようになった」「授業や行事が改善、充実された」などの項目で70%以上の委員の方が肯定的な感想を持っております。

最後に40ページをご覧くださいませでしょうか。今回の調査にご協力

いただきました、文教大学の金藤教授のまとめを記載しておりますが、CS導入に代表される家庭・地域・学校の連携による教育は小学生の意識、行動に確実に望ましい変容を及ぼすという関連を示唆している。保護者や地域住民が子育ての当事者意識をより強く持つことで、大人自身も変われるのかもしれないと、地域運営学校による意識の変化と成果を分析していただいております。

今回の調査は地域運営学校により、子どもたちや教職員、保護者、地域の方々の意識や関係性がどのように変わったのかを数値的に表すという難しいものでございましたが、一定程度実証できたものと考えております。この結果を受け、杉並区教育ビジョン2012の実現に向け地域運営学校の拡充に努め、さらに地域に開かれた学校づくりを進めてまいります。

私からは以上でございます。

委員長職務代理者 ありがとうございます。ただいまのご説明にご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

伊井委員 これまではよく自己肯定感という言葉が使われておりましたけれども、今回この自己肯定感とか自己有用感という言葉だけではなくて、自己効力感という言葉が使われておりました、すごくまた言い当てているというか新しいなと思ったのですけれども、この言葉が使われるのに何かきっかけとかご意向があったのかをお聞かせ願えればと思います。

学校支援課長 それは金藤先生の方で、今回のこれは済美教育センターで毎年やっている特定課題の調査の方から引っ張ってきたそこにある項目の中からこれを選んで、自己効力感との関連というふうに位置付けていただきました。

伊井委員 あと、これすごく貴重な資料だと思うのですけれども、これは何か配布される範囲というとおかしいのですけれども、どこかからご要望があった場合はお出しされる予定でしょうか。

学校支援課長 そうですね、約800部作成する予定ですけれども、多分それでは足りないと思ひまして、現在概要版の方もつくっておひまして、それを広く配布していこうというふうに考えております。

伊井委員 ありがとうございます。本当にお大変だったと思いますが、ありがとうございます。

委員長職務代理者 ほかにございますか。

やはりCSを導入して、非常によかったというご意見が多いように感じますが、今一番課題というのには何かありますか。

学校支援課長 12月の教育シンポジウムで出ていましたけれども、やはり後継者人材育成というところが一番大きな課題かなと。当初は素晴らしい人材が集まって始まっているけれども、当然3期から5期と年数がございませぬので、次をつないでくる人をどう育成していくかが今後も大きな課題かなというふうに考えております。

委員長職務代理者 来年度以降、やはりそれについても取り組んでいかなければいけないということになるわけでしょうか。

学校支援課長 そうですね。様々な活動を通したそういったことは、学校と教育委員会と連携しながら育成していきたいというふうに考えております。

委員長職務代理者 わかりました。ほかにございますか。大丈夫ですか。

それではほかにご意見等ございませぬでしたので、この件につきましてはこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次に「『富士見丘地域における教育環境懇談会まとめ』と今後の取組について」の説明を引き続き、学校支援課長からお願いいたします。

学校支援課長 それでは、私の方からご報告いたします。

まず、これまでの経過を改めてご説明いたしますと、富士見丘小学校の前を通る都道放射第5号線が平成29年度までに本格供用を開始し、通過交通量が今の2倍になると予想され、また学区内の都市計画高井戸公園が東京都において優先的に整備される公園になりました。そのような中、富士見丘小学校が平成29年度に築後50年を迎えることから、その対応について平成25年度に学識関係者及び小学校関係者と懇談し、意見交換した結果を富士見丘小学校教育環境懇談会のまとめとして、今年の第8回教育委員会定例会にご報告したところでございます。

小学校懇談会では、将来の子どもたちの成育環境をできるだけ豊かにすることを重視すると、都市計画高井戸公園に隣接する企業用地に小学校を移転し、富士見丘中学校と一体的に整備する案には大きな魅力と可能性があり、様々な課題や未検討の事項を大いに含んでいることを了解した上で、この考え方を目指すべきとの方向で一致いたしました。これ

を受け、今年度は中学校関係者なども加え、一体的な活用の方向性についてさらに検討していくことを目的として、新たに富士見丘地域における教育環境懇談会を立ち上げ、意見交換を行いました。

資料の方をご覧ください。2、懇談会での懇談内容として懇談会で出された留意事項を記載してございますが、小学校の移転に伴い、通学の長距離化などの負担を軽減するためスクールバスの運行の可能性など、通学の安全確保の検討が必要である。小中一貫教育をより充実していけるような校舎配置等の検討が必要である。高井戸公園の学校隣接部分を校庭として利用できるスペースを確保することや、公園内緑道を通学路として利用できることなどを公園管理者である東京都と協議、調整を図る必要がある。といったものがございます。

この懇談会を受けまして、区といたしましては3、今後の取組について記載していますように、小学校移転の条件となる用地取得に向けて企業用地所有者との協議を進めるとともに、公園利用について東京都と協議を進めてまいります。また教育委員会は、小中学校の一体的な再整備に向けて保護者や学校関係者等に情報提供を適宜行い、魅力ある学校づくりを地域とともに進めていくことといたします。

私からは以上でございます。

委員長職務代理者 ありがとうございます。ただいまのご説明にご質問・ご意見等はございませんでしょうか。ございませんか、特にないのですか。よろしいでしょうか。では特にないようでございますので。もう少し様子を見て、地域の皆さんとよく話し合っている学校づくりができればいいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次に交代していただきたいと思えます。

それでは、次に「文部科学省第67回優良公民館表彰の優秀賞受賞について」のご説明を生涯学習推進課長からお願いいたします。

生涯学習推進課長 私からは「文部科学省第67回優良公民館表彰の優秀賞受賞について」ご報告させていただきます。

文部科学省が実施します第67回の優良公民館表彰におきまして、杉並区立社会教育センターが、全国から77館選ばれた優良公民館の中の1つとして選ばれまして、さらにその77館の中から特に優れた活動を行った優秀館5館の1つにも決定いたしました。1番に概要を記載してございます。文部科学省では、この優良公民館表彰というのは昭和23年度から

毎年実施をしてございます。ただこの第67回、平成26年度の表彰からは公民館と同等の社会教育活動を行う施設も対象施設となりまして、全国の公民館1万4,681館と公民館以外の施設718館、この中から選考することになりまして、その結果、杉並区立社会教育センターが表彰されることとなったものでございます。

2番に表彰施設の記載をさせていただいております。

3番目に杉並区立社会教育センターの概要と特色ある事業について簡単に説明をさせていただいております。杉並区立社会教育センターは、原水爆禁止署名運動発祥の地である杉並区立公民館が平成元年に閉館されたことに伴いまして、同年に設置されたものでございます。こちらでは、今現在すぎなみ大人塾をはじめ、成人学習支援、社会参加支援など、様々な事業を関係団体や区内大学、区民の参画と協働により実施をしてございます。今回の表彰はこのような活動が評価されたものでございます。

私からこちらは以上です。

委員長職務代理者 ありがとうございます。何かご意見・ご質問等がございますか。

伊井委員 ご意見とかご質問とかではなくて、今まで本当に表彰されなかったことが不思議なくらいすごくいろいろな取組をされていて、あとは年齢的にも割とお年を召している方もよく見かけますし、それから特別支援というかそちらの方のことで、団体として集まっていまして、そこで交流されて前向きに取り組んでいるような方々も始め、また生け花を楽しそうにということ、本当にすごく充実した取組をされていて、今回こうやって認めていただけたのはすごくよかったなと思っております。今後も活発な活動がされますよう本当にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

折井委員 うちの母もよく参加をさせてもらうのですけれども、区民が参加してとか、自分達も何かイベントをつくっていくというところが本当にすばらしくて、与えられたものだけではないというところが本当にすばらしくて、またこれからあるべき姿なのかなというふうに大変嬉しく私も思いました。本当によかったと思っています。

委員長職務代理者 これは今年1年ということではなくて、前の公民館時代からずっとの流れの中でいただいたということは、非常にやはりいい

ことだったのかなと。ずっといいことを長く続けていくというのはやはりとても大変なことだと思いますが、利用されている方もたくさんいらっしゃると思いますが、まだあまりご存知なく利用されていない区民の方も大勢いらっしゃると思いますので、やはり多くの方にこれからも愛される社会教育センターであっていただいたらいいなと思います。おめでとうございます。

教育長 この社会教育センターの大きな特徴の1つは、いわゆる啓蒙・啓発型の事業ではなくて、自分たちの町は自分たちでつくっていく、あるいは自分たちの生活の中で将来的に課題を解決していくためにはどうしていったらいいかという、参加型の事業が多いことです。ですから一方的に何かを教えてもらってそれを学ぶ消化型の事業ではなくて、学習をすることを通して新しいコミュニティをつくっていくとか、あるいは自分たちの身の回りの生活で起きている様々な問題についてどう考えていき、どう対応していったらいいかというその手がかりにしていくなか、そういった意味では今言われている地域再生の大きな力になっていくはずですし、生涯学習社会と言われて久しいのですけれども、ともすると学んでこなかったことを改めて学び直すという形にとどめられがち部分な部分を学び直すことによって新しいものを生み出していき、そういう試みに加わっていくことができるという、その参加型の学習事業というのが大きく評価されたのであろうと私は自負しているのです。ですから「知らないことを教えてあげるからおいで」というそういう講座ではなくて、自分たちが知りたいことを自分たちが必要とする講師を呼ぶなり必要とする事業を行うことによって、新たな知識や技術を身につけてそれを日常の生活に生かしていく。そういったサポートを教育委員会としてもしていくというのが大事なことであって、言いかえれば町をつくっていく様々な取組の素地を用意していくための事業展開ができれば今後も大いに期待できるというふうに考えています。

折井委員 本当に、教育長がおっしゃっているように与えられたものではなく自分たちでつくっていく、特に私も含め新しくこの地域にやってきた人にとって本当に最初にお友達づくりだとかそういうふうに本当になるのかなというふうに思うのですけれども。この優秀賞を受賞したということで何か記念のものというような行事なり展示なり何かをする予定はないのでしょうか。

生涯学習推進課長 申し訳ないのですが、特に今回のことを特別なことと
いうことではなくて、さらに通常業務を毎日実施していくことで積み重
ねていくというような気持ちで実施をしてまいりたいと考えています。

折井委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長職務代理者 区民に広く広報してもいいような気がしますけれど
も。

折井委員 そうなのです。先程對馬委員がおっしゃったように、知ってい
る人は知っている、でもまだ知らない方は知らないということがもった
いないなというふうに思うので、そのカルチャースクール的なものだけ
ではない姿はもしかしたら参加している方しか知らない姿かもしれない
ので、チラシ1枚でもいいので何かその辺りのうちのよさというのが
何か広がるといいな、ホームページでも結構ですので、何かしていただ
けるといいなというふうに思います。

生涯学習推進課長 区のホームページ、教育委員会のホームページ、あと
広報すぎなみにも実は掲載はさせていただいておりますが、残念ながら
あまり目立っていなかったようで申し訳ありません。

委員長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承
認について」の説明を生涯学習推進課長から引き続き。

生涯学習推進課長 引き続きまして「杉並区教育委員会共催・後援名義使
用承認について」ご報告をさせていただきます。

平成27年2月分をご報告させていただきます。配付資料をご覧ください。
使用承認一覧の記載がございます。まず2月は全部で37件ございま
した。定例のものが33件、新規のものが4件。共催・後援の内訳は共催
が8件、後援が29件でございます。新規は庶務課が2件、済美教育セン
ターが2件でございました。なお累計は記載のものをご覧ください。

まずページを2ページおめくりいただきまして、4ページをご覧ください。
庶務課の分がございます。こちらに記載のものが新規の2件です。
名義形態は1件目は後援、団体名は「女性活躍推進を考える特別集会実
行委員会」、事業名は、講演会「女性が輝く社会とは」、開催期間は27
年4月4日でございます。次のもう1件、こちらも後援でございます。
団体名は「NPO法人杉並区民オペラ」、事業名は「東日本大震災復興
支援チャリティー公演」、開催期間は27年12月6日でございます。ペー

ジをもう2ページおめくりいただきまして、7ページという記載のあるページをご覧ください。こちらに済美教育センターの新規の2件が記載してございます。名義形態は1行目が後援です。団体名が「愛杉会」、事業名は「小学校学童疎開展示会」、開催期間は27年8月1日でございます。次の新規も後援でございます。団体名は「東京都小学校国語教育研究会」、事業名は、「第46回全国小学校国語教育研究大会東京大会」、開催期間は28年の10月27日から10月28日となっているものでございます。

私からは以上になります。

委員長職務代理者 ありがとうございます。ただいまのご説明にご意見、ご質問等はありませんでしょうか。よろしいですか。ではこの件については了解いたしました。以上にしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次に「平成27年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」の説明を済美教育センター所長からお願いいたします。

済美教育センター所長 では私から「平成27年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」ご報告いたします。

平成27年度の杉並区立学校及び子供園の教育課程届につきましては、杉並区立学校の管理運営に関する規則及び杉並区立子供園の管理運営に関する規則に基づき、3月末日までに教育委員会へ届出を行うこととなっております。これまで2月に学校との相談日を経て3月に届出の受付を行ったところです。学校及び子供園における学期及び休業日については、杉並区立学校および杉並区立子供園の管理運営に関する規則に定められておりますが、教育委員会が必要と認めるときは変更することが認められております。

初めに、学期の変更についてでございますが、学期を変更する学校は富士見丘小学校1校でございます。富士見丘小学校においては、記載のとおり前期・後期の2学期制において教育課程を実施いたします。理由といたしましては、長期休業中の子どもたちの努力を子どもたちの評定に反映しやすい儀式的行事を精選することにより、授業時数を増やすことができるといったことが挙げられております。なお、今年度実施してございました高円寺中学校は次年度3学期制にしております。

次に休業日の変更についてでございますが、休業日を変更するのは子

供園 6 園、小学校 18 校、中学校 18 校でございます。内容については記載のとおりでございます。変更する理由としましては学校ごとに異なりますが、子どもたちの活動の時間を増やすため、地域行事との関係などからなどが挙げられております。また 4 月に開校する杉並和泉学園につきましては、通常の学級、特別支援学級に分け、教育過程届の内容についての検討、相談を行っております。しかし正式な届出は 4 月 1 日に杉並和泉学園の学園長名で行うようにしております。

私からは以上でございます。

委員長職務代理者 ただいまのご説明にご質問やご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは特にございませんようですので、この件につきましては以上にしたいと思っております。ありがとうございました。

報告事項は以上です。

それでは冒頭にお諮りしましたように、ここからは非公開として審議を行います。その前に庶務課長から連絡事項は何かございますでしょうか。

庶務課長 次回の日程でございますが、次回の定例会につきましては、4 月 8 日水曜日午後 2 時を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長職務代理者 ありがとうございます。それでは傍聴の皆様、ご協力をお願いいたします。

それでは、引き続き議題の審議を行います。日程第 1 議案第 11 号「区長の権限に属する事務の委任について」の議案を上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第 11 号につきましてご説明を申し上げます。

区は区立施設再編・整備計画に基づき統合後の新泉小学校跡地の整備方針について検討を行ってきたところでございます。この結果、地域の防災拠点として災害時のオープンスペースを確保しつつ、北側の用地は社会福祉法人に貸し付け、民設民営により特別養護老人ホームを整備することとし、東側校舎及び体育館等については専修大学付属高等学校からの申し出を受けて、高等学校の用地として貸し付けることといたしました。統合後の跡地の管理については、教育財産ではないため区長の権

限に属することとなりますが、東側校舎等の部分につきましては地域のコミュニティや教育の向上を図る観点から、教育委員会に管理を委任することとなりました。このことに伴い、議案の3枚目に添付いたしました資料のとおり、地方自治法第180条の2の規定に基づき区長から教育委員会に協議を求められたものでございます。

具体的な内容でございますが、議案をもう1枚おめくりください。現在の新泉小学校の配置図でございます。跡地活用に当たりましてはプールを解体しオープンスペースを確保いたします。また北側校舎を解体して特別養護老人ホームとして整備するとともに、東側校舎及び体育館等については専修大学付属高等学校に貸し付けを行うものでございます。

管理区分でございますが、議案をもう1枚おめくりください。資料記載のとおり跡地を分割して管理することとし、特別養護老人ホームを整備する北側部分については高齢者施策課を所管課とし、南側部分については区長からの委任を受けて教育委員会が管理し、地域コミュニティや教育の向上を図る観点から生涯学習推進課を所管課とするものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 ありがとうございます。議案のご説明についてご意見、ご質問等ございましたらお伺いしたいと思いますですが何かございますでしょうか。

折井委員 参考資料3の方で、2つに区分を分けて生涯学習推進課が管理する部分ができるということなのですが。でも、基本的に校舎と体育館は貸し付けをするということ、貸し出しをするということですよ。なので区内の小学校ですとか、小学生ですとかが使う部分ではなくなるということなのではないでしょうか。

生涯学習推進課長 こちらにつきましては、地域の区民の方から防災拠点として整備をしてほしいというご要望が多い場所になってございまして、原則的には防災拠点として整備をしていきますが、ただ通常的にずっとその防災拠点として、ということではございませんので、それ以外の場合というか、防災拠点としても使えるようにそれ以外の場合は専修大学付属高等学校に貸し付けを有料とするものでございます。

折井委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長職務代理者 校舎と体育館を貸し付けると伺ったような気がしま

すが、校庭についてはどうなりますか。

生涯学習推進課長 校庭についても同じく一部貸し付けを行います。

委員長職務代理者 この校舎は耐用年数といえますか、十分にあるのでしょうか。

生涯学習推進課長 こちらの校舎につきましては築40数年たっているというふうに伺っておりまして、そんなに長い期間、体育館も同様ですが何10年も貸し付けということではなくて、5、6年とか10年とかその程度というふうに見ているというふうに聞いてございます。

委員長職務代理者 わかりました。ほかに何かございますか。

伊井委員 防災拠点ということが地域の方から望まれているという、それに向けて何か動きというのは予定されているのでしょうか。

生涯学習推進課長 マンホールトイレであるとか、あとは体育館の中にそのような地域の方もご利用できる防災の備蓄倉庫、そんなものを整備する予定になってございます。

委員長職務代理者 ほかによろしいですか。

では、特にご意見等出尽くしたようですので、議案第11号は原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 では異議がございませんので、議案第11号は原案のとおり可決いたします。

以上で、予定されておりました日程は全て終了いたしました。それでは、本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。